

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）</p> <p>（目的） 申告書等の閲覧については、法令等により定められたものではないが、「財務省設置法」（平成11年法律第95号）第19条に規定された国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資するため、行政サービスとしてこれを実施することとし、その事務処理要領を定めるものである（本事務運営指針において、当該行政サービスを「申告書等閲覧サービス」という。）。</p> <p>なお、本事務処理要領により行う申告書等閲覧サービスは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に規定する保有個人情報の開示請求制度とは異なるものであるが、同法及び「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成25年法律第27号）の規定を踏まえ、納税者又はその代理人から当該納税者に係る申告書等の閲覧申請を受けた場合の対応について、当該納税者及び第三者の個人情報を保護する見地から必要な措置を講ずるものである。</p>	<p style="text-align: center;">申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）</p> <p>（目的） 申告書等の閲覧については、法令等により定められたものではないが、「財務省設置法」（平成11年法律第95号）第19条に規定された国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」に資するため、行政サービスとしてこれを実施することとし、その事務処理要領を定めるものである（本事務運営指針において、当該行政サービスを「申告書等閲覧サービス」という。）。</p> <p>なお、本事務処理要領により行う申告書等閲覧サービスは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に規定する保有個人情報の開示請求制度とは異なるものであるが、同法の規定を踏まえ、納税者又はその代理人から当該納税者に係る申告書等の閲覧申請を受けた場合の対応について、当該納税者及び第三者の個人情報を保護する見地から必要な措置を講ずるものである。</p>

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">申告書等閲覧サービスの実施について</p> <p>第 1 (省 略)</p> <p>第 2 申告書等閲覧サービスの事務処理要領 申告書等閲覧サービスの事務処理については、次により実施する。 なお、申告書等閲覧サービスの実施に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の趣旨を踏まえつつ、適切に対応することに留意する。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 申告書等閲覧サービスの対象文書 申告書等閲覧サービスの対象とする申告書等は、次に掲げる行政文書（e-Taxにより提出されたものを含む。）とする。 なお、原則として、税務署の庁舎内で保有している申告書等を閲覧に供することとするが、申告書等を作成するために不可欠であると認められる場合には、集中簿書庫等で保管する申告書等についても閲覧に供して差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所得税及び復興特別所得税申告書 ② 法人税及び地方法人税申告書、復興特別法人税申告書 ③ 消費税及び地方消費税申告書 ④ 相続税申告書 ⑤ 贈与税申告書 ⑥ 酒税納税申告書 ⑦ 間接諸税に係る申告書 ⑧ 各種の申請書、請求書、届出書及び報告書等 ⑨ 納税者が上記の申告書等に添付して提出した書類（青色申告決算書や収支内訳書など申告書等とともに保存している書類を含み、所得税及び復興特別所得税申告書に係る医療費の領収書など申告書等閲覧サービスの対象としてなじまない書類を除く。） <p>(注) 「申告書」には確定（納税）申告書（清算確定申告を除く。）のほか修正申告書、中間申告書、準確定申告書、訂正申告書、還付申告書を含む。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">申告書等閲覧サービスの実施について</p> <p>第 1 (同 左)</p> <p>第 2 申告書等閲覧サービスの事務処理要領 申告書等閲覧サービスの事務処理については、次により実施する。 なお、申告書等閲覧サービスの実施に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえつつ、適切に対応することに留意する。</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 申告書等閲覧サービスの対象文書 申告書等閲覧サービスの対象とする申告書等は、次に掲げる行政文書（e-Taxにより提出されたものを含む。）とする。 なお、原則として、税務署の庁舎内で保有している申告書等を閲覧に供することとするが、申告書等を作成するために不可欠であると認められる場合には、集中簿書庫等で保管する申告書等についても閲覧に供して差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所得税及び復興特別所得税申告書 ② 法人税、<u>地方法人税及び復興特別法人税</u>申告書 ③ 消費税及び地方消費税申告書 ④ 相続税申告書 ⑤ 贈与税申告書 ⑥ 酒税納税申告書 ⑦ 間接諸税に係る申告書 ⑧ 各種の申請書、請求書、届出書及び報告書等 ⑨ 納税者が上記の申告書等に添付して提出した書類（青色申告決算書や収支内訳書など申告書等とともに保存している書類を含み、所得税及び復興特別所得税申告書に係る医療費の領収書など申告書等閲覧サービスの対象としてなじまない書類を除く。） <p>(注) 「申告書」には確定（納税）申告書（清算確定申告を除く。）のほか修正申告書、中間申告書、準確定申告書、訂正申告書、還付申告書を含む。</p> <p>3 (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>4 本人確認及び代理権限の確認等</p> <p>管理運営部門の窓口担当者は、閲覧申請時（即時閲覧を実施しない場合の閲覧実施時を含む。）に、他人になりすまして虚偽の申請を行うことを防止し、納税者情報の保護を図るために、閲覧申請者が納税者等本人であることの確認又は代理人からの申請である場合の代理人本人であること及び代理権限の確認を次に掲げる方法により行う。</p> <p>なお、管理運営部門の窓口担当者は、本人確認及び代理権限の確認等を行ったことを記録として残す目的で、本人確認に使用した書類（以下「本人確認書類」という。）に記載された個人番号以外の識別番号等の記録をとることを説明し、閲覧申請者の了解を得た上で、<u>個人番号以外の識別番号等を閲覧申請書の「税務署整理欄」に記録することとする。</u>ただし、閲覧申請者の同意が得られない場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p><u>なお、本人確認書類として個人番号カードにより本人確認を行った場合には、「申請者本人確認」欄の「個人番号カード」のチェックボックスにレ点を付すことで本人確認を終了し、「申請者本人確認書類識別番号等欄」には、申請者の個人番号を記録することのないよう留意する。</u></p> <p>(1) 閲覧申請者が納税者等の場合</p> <p>閲覧申請書に記載されている閲覧申請者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類のいずれかの提示を受けることにより本人確認を行う。</p> <p>① 運転免許証 ② 健康保険等の被保険者証 ③ 個人番号カード ④ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード ⑥ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書 ⑦ 上記①から⑥以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧申請者が本人であることが確認できるもの</p> <p>(注1) (省 略) (注2) <u>番号法では、特定個人情報の取扱いに関し、提供の求めの制限（第15条）、特定個人情報の提供の制限（第19条）、収集等の制限（第20条）が規定されていることから、これらの規定に抵触することのないよう個人番号カードの取扱いには十分注意する。</u></p>	<p>4 本人確認及び代理権限の確認等</p> <p>管理運営部門の窓口担当者は、閲覧申請時（即時閲覧を実施しない場合の閲覧実施時を含む。）に、他人になりすまして虚偽の申請を行うことを防止し、納税者情報の保護を図るために、閲覧申請者が納税者等本人であることの確認又は代理人からの申請である場合の代理人本人であること及び代理権限の確認を次に掲げる方法により行う。</p> <p>なお、管理運営部門の窓口担当者は、本人確認及び代理権限の確認等を行ったことを記録として残す目的で、本人確認に使用した書類（以下「本人確認書類」という。）に記載された識別番号等の記録をとることを説明し、閲覧申請者の了解を得た上で、識別番号等を閲覧申請書の「税務署整理欄」に記録することとする。ただし、閲覧申請者の同意が得られない場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>(1) 閲覧申請者が納税者等の場合</p> <p>閲覧申請書に記載されている閲覧申請者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類のいずれかの提示を受けることにより本人確認を行う。</p> <p>① 運転免許証 ② 健康保険等の被保険者証 <u>(新 設)</u> ③ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード ④ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード ⑤ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書 ⑥ <u>上記①ないし⑤</u>以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧申請者が本人であることが確認できるもの</p> <p>(注1) (同 左) <u>(新 設)</u></p>

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(注3) 共同で提出された相続税申告書については、共同で提出した納税者全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は共同提出した納税者の一部から閲覧申請がなされた場合で、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状(実印(届出印)が押印されたもの(以下同じ。))及び印鑑登録証明書(申請日前30日以内に発行されたものに限る。以下「印鑑証明」という。)の添付がある閲覧申請書の提出があったときに限り、当該申告書全体の閲覧に応ずることとし、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明の添付がない場合には、閲覧申請者及び委任状等を添付した納税者に係る情報と認められる部分(行政機関個人情報保護法第12条に基づく開示請求があった場合の開示の対象となる範囲に準じる。)のみの閲覧を認める。</p> <p>なお、各納税者が各別に提出した相続税申告書については、当該申告書を提出した納税者からの閲覧申請(代理人による申請を含む。)に限り、閲覧を認める。</p> <p>(注4) 共同で提出された準確定申告書について、当該申告書を共同で提出した相続人から閲覧申請がされた場合(当該申告書に署名・押印された相続人全員からの申請であるか、一部の者からの申請であるかは問わない。)は、閲覧を認める。</p> <p>なお、各相続人が各別に提出した準確定申告書については、当該申告書を提出した相続人からの閲覧申請(代理人による申請を含む。)に限り、閲覧を認める。</p> <p>(注5) 死亡した個人が生前に提出した申告書等については、相続人全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は閲覧申請者以外の相続人全員の委任状及び印鑑証明を持参した一部の相続人が閲覧申請書を提出した場合に限り、閲覧を認めることとする。この場合には、死亡した個人と相続人全員の親族関係が確認できる戸籍謄(抄)本の提出を求める。</p> <p>なお、相続放棄した相続人がいる場合には、相続放棄の事実を書面により確認する。この場合、相続放棄した相続人に係る委任状の提出は要しない。</p> <p>(注6) 法人に係る申告書等の閲覧申請書に記載された法人の代表者の氏名が、税務署で把握している当該法人の代表者の氏名と異なる場合は、登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条)により正当な代表者であることの証明を求める。</p> <p>(注7) 除却処理した法人の申告書等については、当該法人が事業を再開した場合など、申告書等を提出する義務があり、これを履行するために必要と認められる場合に限り、閲覧を認める。</p> <p>(注8) 代表清算人又は破産管財人からの閲覧申請については、その目的が「申告書等の作成のため」である場合に限り、閲覧を認める。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>5 閲覧の実施</p>	<p>(注2) 共同で提出された相続税申告書については、共同で提出した納税者全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は共同提出した納税者の一部から閲覧申請がなされた場合で、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状(実印(届出印)が押印されたもの(以下同じ。))及び印鑑登録証明書(申請日前30日以内に発行されたものに限る。以下「印鑑証明」という。)の添付がある閲覧申請書の提出があったときに限り、当該申告書全体の閲覧に応ずることとし、閲覧申請者以外の共同提出した納税者全員の委任状及び印鑑証明の添付がない場合には、閲覧申請者及び委任状等を添付した納税者に係る情報と認められる部分(行政機関個人情報保護法第12条に基づく開示請求があった場合の開示の対象となる範囲に準じる。)のみの閲覧を認める。</p> <p>なお、各納税者が各別に提出した相続税申告書については、当該申告書を提出した納税者からの閲覧申請(代理人による申請を含む。)に限り、閲覧を認める。</p> <p>(注3) 共同で提出された準確定申告書について、当該申告書を共同で提出した相続人から閲覧申請がされた場合(当該申告書に署名・押印された相続人全員からの申請であるか、一部の者からの申請であるかは問わない。)は、閲覧を認める。</p> <p>なお、各相続人が各別に提出した準確定申告書については、当該申告書を提出した相続人からの閲覧申請(代理人による申請を含む。)に限り、閲覧を認める。</p> <p>(注4) 死亡した個人が生前に提出した申告書等については、相続人全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出した場合又は閲覧申請者以外の相続人全員の委任状及び印鑑証明を持参した一部の相続人が閲覧申請書を提出した場合に限り、閲覧を認めることとする。この場合には、死亡した個人と相続人全員の親族関係が確認できる戸籍謄(抄)本の提出を求める。</p> <p>なお、相続放棄した相続人がいる場合には、相続放棄の事実を書面により確認する。この場合、相続放棄した相続人に係る委任状の提出は要しない。</p> <p>(注5) 法人に係る申告書等の閲覧申請書に記載された法人の代表者の氏名が、税務署で把握している当該法人の代表者の氏名と異なる場合は、登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条)により正当な代表者であることの証明を求める。</p> <p>(注6) 除却処理した法人の申告書等については、当該法人が事業を再開した場合など、申告書等を提出する義務があり、これを履行するために必要と認められる場合に限り、閲覧を認める。</p> <p>(注7) 代表清算人又は破産管財人からの閲覧申請については、その目的が「申告書等の作成のため」である場合に限り、閲覧を認める。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>5 閲覧の実施</p>

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 申告書等の閲覧の実施方法 申告書等の閲覧は、次の区分に応じて実施する。</p> <p>① 申告書等に收受日付印（通信日付印を含む。以下同じ。）の押なつ以外の事務処理が表記されていない場合 対象とする申告書等を台帳等から外し、当該申告書等又はその写しを閲覧に供する。</p> <p>② 申告書等の收受日付印の押なつ以外の事務処理が表記されている場合その他当該申告書等の全体を閲覧に供することができない場合 申告書等の写しを作成し、当該事務処理に係る表記等閲覧に供さない部分にマスキング処理を施すなどして閲覧に供する。 当該表記等にマスキング処理を施すことが困難である場合は、直接閲覧させず、その内容を口頭で読み聞かせるか、白紙の申告書等の様式に転記して閲覧に供する。 なお、閲覧申請書の「備考」欄にはマスキング処理を行ったか否かについて記載する。</p> <p><u>(注) 申告書等に個人番号又は法人番号（法人情報の公表に同意していない人格のない社団等に係る法人番号を含む。）が記載されている場合には、当該番号部分も閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>6 閲覧の実施に際しての留意事項</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 申告書等のコピーの交付等 申告書等のコピーの交付、カメラ撮影及びスキャナーによる読み取り（以下「コピーの交付等」という。）は、原則として、認めないこととする。 ただし、災害等によって申告書等のみならず帳簿等も消失等しており、関与税理士等にも保存がない、又は、閲覧申請者が高齢者・障害者であり、申告書等を書き写すことが困難と認められるときなど、閲覧のみならずコピーの交付等を認めることについてやむを得ないと認められる場合には、り災証明等によりその事実を確認した上で、申告書等の作成に必要な部分（例えば、所得金額、税額、勘定科目内訳など申告書を作成するために必要な部分をいい、收受日付印、住所、氏名等の部分は含まない。）に限り、コピーの交付等を認めて差し支えない。 なお、コピーの交付等を認めた場合は、その理由を閲覧申請書の「備考」欄に記載する。</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 申告書等の閲覧の実施方法 申告書等の閲覧は、次の区分に応じて実施する。</p> <p>① 申告書等に收受日付印（通信日付印を含む。以下同じ。）の押なつ以外の事務処理が表記されていない場合 対象とする申告書等を台帳等から外し、当該申告書等又はその写しを閲覧に供する。</p> <p>② 申告書等の收受日付印の押なつ以外の事務処理が表記されている場合その他当該申告書等の全体を閲覧に供することができない場合 申告書等の写しを作成し、当該事務処理に係る表記等閲覧に供さない部分にマスキング処理を施すなどして閲覧に供する。 当該表記等にマスキング処理を施すことが困難である場合は、直接閲覧させず、その内容を口頭で読み聞かせるか、白紙の申告書等の様式に転記して閲覧に供する。 なお、閲覧申請書の「備考」欄にはマスキング処理を行ったか否かについて記載する。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(3)・(4) (同 左)</p> <p>6 閲覧の実施に際しての留意事項</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 申告書等のコピーの交付等 申告書等のコピーの交付、カメラ撮影及びスキャナーによる読み取り（以下「コピーの交付等」という。）は、原則として、認めないこととする。 ただし、災害等によって申告書等のみならず帳簿等も消失等しており、関与税理士等にも保存がない、また、閲覧申請者が高齢者・障害者であり、申告書等を書き写すことが困難と認められるときなど、閲覧のみならずコピーの交付等を認めることについてやむを得ないと認められる場合には、り災証明等によりその事実を確認した上で、申告書等の作成に必要な部分（例えば、所得金額、税額、勘定科目内訳など申告書を作成するために必要な部分をいい、收受日付印、住所、氏名等の部分は含まない。）に限り、コピーの交付等を認めて差し支えない。 なお、コピーの交付等を認めた場合は、その理由を閲覧申請書の「備考」欄に記載する。</p> <p>(4) (同 左)</p>

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
7 (省 略) 別表 (省 略)	7 (同 左) 別表 (同 左)

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">申告書等閲覧サービスの実施について</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">国税庁</p> <p>税務署では、納税者の皆様が過去の申告実績等を確認してじ後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、税務署に提出されている申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含みます。）を閲覧に供するサービスを実施しています。</p> <p>この閲覧サービスは、個人情報保護の観点から次の要領で実施します。</p> <p><u>(注) この申告書等閲覧サービスは、申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に限って実施するものですので、これ以外の目的（第三者からの申告内容の問合せに対する回答など）のためには利用することはできません。</u></p> <p>【実施要領】 1～3 （省 略）</p> <p>4 閲覧申請時に必要な書類等 〈納税者本人が閲覧を申請される場合〉</p> <p>(1) 閲覧申請書に記載された閲覧申請をされる方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類のいずれかを提示する必要があります。</p> <p>① 運転免許証 ② 健康保険等の被保険者証 ③ <u>個人番号カード</u> ④ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード ⑥ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書 ⑦ <u>上記①から⑥以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類</u>であって、当該閲覧申請をされる方が本人であることを確認することができるもの</p> <p>(2) （省 略）</p> <p>5 （省 略）</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">申告書等閲覧サービスの実施について</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">国税庁</p> <p>税務署では、納税者の皆様が過去の申告実績等を確認してじ後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、税務署に提出されている申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含みます。）を閲覧に供するサービスを実施しています。</p> <p>この閲覧サービスは、個人情報保護の観点から次の要領で実施します。</p> <p><u>(注) この申告書等閲覧サービスは、申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に限って実施するものですので、これ以外の目的（第三者からの申告内容の問合せに対する回答など）のためには利用することはできません。</u></p> <p>【実施要領】 1～3 （同 左）</p> <p>4 閲覧申請時に必要な書類等 〈納税者本人が閲覧を申請される場合〉</p> <p>(1) 閲覧申請書に記載された閲覧申請をされる方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類のいずれかを提示する必要があります。</p> <p>① 運転免許証 ② 健康保険等の被保険者証 <u>（新 設）</u> ③ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード ④ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード ⑤ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書 ⑥ <u>上記①ないし⑤以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類</u>であって、当該閲覧申請をされる方が本人であることを確認することができるもの</p> <p>(2) （同 左）</p> <p>5 （同 左）</p>

新旧対照表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改正後	改正前																																																																																																																																		
<p>(様式1-1の表面)</p> <p style="text-align: center;">(様式1-1)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>取 受 日 付 印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h2>申告書等閲覧申請書</h2> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長 殿</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>(閲覧申請者) 住所又は居所</p> <p>〒 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話番号 () _____</p> <p>納税者との関係 _____</p> </div> </div> <p>下記のとおり、申告書等の閲覧を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>太枠内の該当する□にチェックするとともに、必要事項を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">閲覧目的</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問い合わせに対する回答等)で閲覧することはできません。</small> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申告書等に 記載された 住所・氏名等</td> <td>住所(居所) 又は所在地</td> <td colspan="2">_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ</td> </tr> <tr> <td>ふりがな 氏名(名称)</td> <td colspan="2">_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">閲覧対象 書類</td> <td>税目等</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>閲覧する 申告書等の 事業年度等</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 平成 年分～平成 年分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月分～平成 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日分～平成 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(提出・相続開始) </td> </tr> <tr> <td>対象書類</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 { 具体的な書類名 } </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>【税務署整理欄】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">申請者 本人確認</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード(住所が変更されているもの)</u> <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>相 続</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本 <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代理人確認</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年・未成年) </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>_____</td> <td>申請者本人確認書類識別番号等</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受付番号</td> <td>管理運営部門</td> <td>申告書等保有部門</td> <td rowspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td>窓口処理</td> <td>閲覧文書 返却確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理日</td> <td>窓口担当者</td> <td>担当職務官</td> <td>担当者</td> <td>担当職務官</td> <td>担当者</td> <td>マスキング: 要・否</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	閲覧目的	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問い合わせに対する回答等)で閲覧することはできません。</small>			申告書等に 記載された 住所・氏名等	住所(居所) 又は所在地	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		ふりがな 氏名(名称)	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		閲覧対象 書類	税目等	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他()		閲覧する 申告書等の 事業年度等	<input type="checkbox"/> 平成 年分～平成 年分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月分～平成 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日分～平成 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(提出・相続開始)		対象書類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 { 具体的な書類名 }					申請者 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード(住所が変更されているもの)</u> <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()			相 続	<input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本 <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書			代理人確認	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年・未成年)			<input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他()			整理番号	_____	申請者本人確認書類識別番号等	_____	受付番号	管理運営部門	申告書等保有部門	備 考	窓口処理	閲覧文書 返却確認		処理日	窓口担当者	担当職務官	担当者	担当職務官	担当者	マスキング: 要・否									<p>(様式1-1の表面)</p> <p style="text-align: center;">(様式1-1)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>取 受 日 付 印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <h2>申告書等閲覧申請書</h2> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長 殿</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>(閲覧申請者) 住所又は居所</p> <p>〒 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話番号 () _____</p> <p>納税者との関係 _____</p> </div> </div> <p>下記のとおり、申告書等の閲覧を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>太枠内の該当する□にチェックするとともに、必要事項を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">閲覧目的</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問い合わせに対する回答等)で閲覧することはできません。</small> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申告書等に 記載された 住所・氏名等</td> <td>住所(居所) 又は所在地</td> <td colspan="2">_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ</td> </tr> <tr> <td>ふりがな 氏名(名称)</td> <td colspan="2">_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">閲覧対象 書類</td> <td>税目等</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>閲覧する 申告書等の 事業年度等</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 平成 年分～平成 年分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月分～平成 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日分～平成 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(提出・相続開始) </td> </tr> <tr> <td>対象書類</td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 { 具体的な書類名 } </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>【税務署整理欄】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">申請者 本人確認</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード(住所が変更されているもの)</u> <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>相 続</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本 <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代理人確認</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年・未成年) </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>_____</td> <td>申請者本人確認書類識別番号等</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受付番号</td> <td>管理運営部門</td> <td>申告書等保有部門</td> <td rowspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td>窓口処理</td> <td>閲覧文書 返却確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理日</td> <td>窓口担当者</td> <td>担当職務官</td> <td>担当者</td> <td>担当職務官</td> <td>担当者</td> <td>マスキング: 要・否</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	閲覧目的	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問い合わせに対する回答等)で閲覧することはできません。</small>			申告書等に 記載された 住所・氏名等	住所(居所) 又は所在地	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		ふりがな 氏名(名称)	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		閲覧対象 書類	税目等	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他()		閲覧する 申告書等の 事業年度等	<input type="checkbox"/> 平成 年分～平成 年分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月分～平成 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日分～平成 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(提出・相続開始)		対象書類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 { 具体的な書類名 }					申請者 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード(住所が変更されているもの)</u> <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()			相 続	<input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本 <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書			代理人確認	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年・未成年)			<input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他()			整理番号	_____	申請者本人確認書類識別番号等	_____	受付番号	管理運営部門	申告書等保有部門	備 考	窓口処理	閲覧文書 返却確認		処理日	窓口担当者	担当職務官	担当者	担当職務官	担当者	マスキング: 要・否								
閲覧目的	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問い合わせに対する回答等)で閲覧することはできません。</small>																																																																																																																																		
申告書等に 記載された 住所・氏名等	住所(居所) 又は所在地	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ																																																																																																																																	
	ふりがな 氏名(名称)	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ																																																																																																																																	
閲覧対象 書類	税目等	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																																	
	閲覧する 申告書等の 事業年度等	<input type="checkbox"/> 平成 年分～平成 年分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月分～平成 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日分～平成 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(提出・相続開始)																																																																																																																																	
	対象書類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 { 具体的な書類名 }																																																																																																																																	
申請者 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード(住所が変更されているもの)</u> <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																																		
相 続	<input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本 <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書																																																																																																																																		
代理人確認	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年・未成年)																																																																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																																		
整理番号	_____	申請者本人確認書類識別番号等	_____																																																																																																																																
受付番号	管理運営部門	申告書等保有部門	備 考																																																																																																																																
	窓口処理	閲覧文書 返却確認																																																																																																																																	
	処理日	窓口担当者	担当職務官	担当者	担当職務官	担当者	マスキング: 要・否																																																																																																																												
閲覧目的	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問い合わせに対する回答等)で閲覧することはできません。</small>																																																																																																																																		
申告書等に 記載された 住所・氏名等	住所(居所) 又は所在地	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ																																																																																																																																	
	ふりがな 氏名(名称)	_____ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ																																																																																																																																	
閲覧対象 書類	税目等	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																																	
	閲覧する 申告書等の 事業年度等	<input type="checkbox"/> 平成 年分～平成 年分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月分～平成 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日分～平成 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日(提出・相続開始)																																																																																																																																	
	対象書類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 { 具体的な書類名 }																																																																																																																																	
申請者 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード(住所が変更されているもの)</u> <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																																		
相 続	<input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本 <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書																																																																																																																																		
代理人確認	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年・未成年)																																																																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの)及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他()																																																																																																																																		
整理番号	_____	申請者本人確認書類識別番号等	_____																																																																																																																																
受付番号	管理運営部門	申告書等保有部門	備 考																																																																																																																																
	窓口処理	閲覧文書 返却確認																																																																																																																																	
	処理日	窓口担当者	担当職務官	担当者	担当職務官	担当者	マスキング: 要・否																																																																																																																												

新 旧 対 照 表

○申告書等閲覧サービスの実施について

(注) 下線を付した部分が、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(様式1-1の裏面) (省 略)</p> <p>(様式1-2) (省 略)</p> <p>(様式2) (省 略)</p>	<p>(様式1-1の裏面) (同 左)</p> <p>(様式1-2) (同 左)</p> <p>(様式2) (同 左)</p>